# 介護保険制度における 通所介護サービスについて

~ディの屋外におけるサービスの考え方~

R5.10.31 高知市介護保険課事業係

# ☆この研修の目的

# 考え方を共有











利用者への適切なサービス提供



# テイの屋外でのサービス提供について

- 1 背景·理由
- 2 考え方の共有
- 3 手続きなど

## 1 背景•理由

〇先日の高知新聞の記事

→「買い物リハビリができるデイ」

デイサービスで 買い物ができるのか

<u>買い物ができるなら</u> ぜひ利用したい!



市への問い合わせ多数

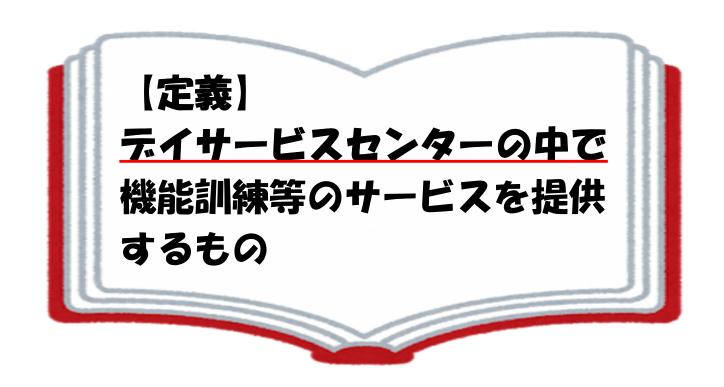


## 1 背景•理由

# 約10年前

屋外でのサービス 提供を前提とした 事業所





☆屋外実施の場合、個別の確認項目を義務づけ



市民

介助付き十移動費用も 抑えられるので このディを利用したい 事業者

利用者の要望に応えたい

- 〇デイは「買い物ができる」という前提のサービスと して定義されていない
- 〇『買い物自体を目的』としたデイは制度上認められない

(事業者)個別の必要性を見極めた上で「買い物リハビリ」を提供したい



(市民) 「<u>介護保険で</u> 買い物ができる」 という認識

変わらない



#### 介護保険法の目的は 「国民の保険医療の向上及び福祉の増進」

そのために…

- □「<u>要介護状態等の軽減又は悪化の防止</u>に資する」
- □「<u>多様な事業者又は施設</u>から

<u>総合的かつ効率的に提供</u>されるよう配慮」

□「可能な限り<u>その居宅において</u>その有する能力に応じ 自立した日常生活を営むことができるよう配慮」

①利用者の居宅での **健康で幸せに長生きできる姿** の実現



②どの支援・サービスを どう組み込んでいくのか 検討





③**最後に**サービス内容が 決まるもの



# サービス種別ごとの定義

#### 【訪問介護】

利用者の居宅を訪問し,身体介護等を提供する



## 【通所介護】

デイサービスセンター内で 機能訓練等を提供する



- ◎サービス内容は最後に決まる
  - →<u>最終的に屋外サービスや買い物リハビリが効果的と</u> 「個別に」判断されたものなら介護保険の対象

ケアマネ・本人・家族が理解し 納得していることが重要

☆このことは示イの中でのサービスや他のすべてのサービス種類にも同じことがいえる

# 3 手続きなど

# 「通所介護 屋外サービスの確認項目」

- 〇サービスを受けてもらうこと自体を 目的にしていないか
- 〇<u>居宅における生活行為のうち、</u> どの行為の維持向上につながるのか

# まとめ

- □**健康で幸せに長生きできる姿の実現**のため、ケアマネのアセスメントにより、**様々なサービス の中から**その利用者に最も適したサービスが 選択される
- □**個別のアセスメントの結果**,本来の定義にはない内容であっても,適切かつ効果的と判断された場合はそのサービスの提供が可能である